平成２８年（2016 年）７月２５日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部防災・都市安全担当

二次避難所の指定（ハピネスホーム・ひなぎくの丘）について

災害時における二次避難所（高齢者対象）の指定については、区内の特別養護老人ホーム等について協定を締結し運用している。今回、社会福祉法人武蔵野療園の特別養護老人ホームハピネスホーム・ひなぎくの丘（中野区弥生町五丁目 11 番 15 号）が平成 28 年 6 月 1 日に開設したので、二次避難所の指定について、協議した結果合意が得られたので、災害時の避難所施設利用にかかる協定を締結した。

なお、同法人が運営する、かみさぎ特別養護老人ホーム（中野区上鷺宮三丁目 17 番４号）及び特別養護老人ホーム中野友愛ホーム（中野区江古田二丁目 24 番 11 号）とは、すでに災害時の避難所施設利用にかかる協定を締結しているため、協定内容を整理し一本化した上で締結した。

１　協定締結相手方
　中野区江古田二丁目 24 番 11 号
　社会福祉法人武蔵野療園

２　協定締結日
　平成 28 年 6 月 23 日

３　協定書
　別紙のとおり

災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野療園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
⑴　中野友愛ホーム（中野区江古田二丁目 24 番 11 号）
⑵　かみさぎ特別養護老人ホーム（中野区上鷺宮三丁目 17 番４号）
⑶　ハピネスホーム・ひなぎくの丘（中野区弥生町五丁目 11 番 15 号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則
１　この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

２　この協定の締結に伴い、平成１７年１０月４日にかみさぎ特別養護老人ホーム施設長及び特別養護老人ホーム中野友愛ホーム施設長と区とで締結した「災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」は廃止する。

平成２８年６月２３日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区江古田二丁目 24 番 11 号
乙　社会福祉法人武蔵野療園
代表者　理事長　　駒　野　登　志　夫